

丹波小学校子どものいじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 目的

- (1) いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより，対策を総合的かつ効果的に推進する。
- (2) 児童が互いの違いを認め合い，支え合い，健やかに成長できる環境をつくる。
- (3) 児童の尊厳を保持する。

2 用語の定義

「いじめ」とは，児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

3 基本理念

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることから，児童が安心して学習等に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず，また，いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめの問題に関する児童の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) いじめは決して許されないことであるが，本校の児童にも起こり得ることから，いじめを受けている児童に非はないという認識に立ちつつ，緊張感を持ち迅速に対応する。

4 いじめの禁止

- (1) 責務や役割
 - ア. 児童の保護者，地域住民，その他の関係者との連携を図り，学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
 - イ. いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに，早期解消のため適切かつ迅速に対処する。
- (2) 関係機関等との連携等
 - ア. 必要に応じて，関係機関等と連携を図る。

5 いじめ防止基本方針等

- (1) いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。
- (2) いじめ防止基本方針を定めるに当たり，保護者や地域住民の意見を反映することができるようにする。
- (3) いじめ防止基本方針を保護者や地域住民へ遅滞なく公表し，理解と協力を得るよう努める。

6 基本的実行策

- (1) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた徳育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。
- (2) いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- (3) 保護者に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

【具体的な取組】

- 「いじめ問題を考える週間」での取組
1・2学期に1回ずつ設定し、全学級で道徳の授業において、いじめ防止に関する内容を取り扱い、その充実を図る。
- 道徳資料の活用
各学年で作成・使用した道徳教材をファイルし、毎年活用できるようにする。
- 「ありがとうカード」の実施
年間2回友達に対する感謝の気持ちを「ありがとうカード」に書き、届けるという取組を行う。
- 全学級一斉の道徳授業の公開
11月の県民週間での授業参観日に合わせて、保護者及び地域住民向けに全学級一斉の道徳の授業（いじめに関する内容を取扱う）を行い、啓発する。

7 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめの実態を適切に把握するため、無記名のアンケートを実施する。
- (2) いじめに係る相談体制を整備する。その際、相談体制の整備に当たり、いじめを受けた児童の権利等が擁護されるよう配慮する。

【具体的な取組】

- 学校楽しいと・学校生活アンケート・QU(6年のみ)の実施
毎学期、学校楽しいと・学校生活アンケート・QU(6年のみ：年1回)を実施し、実態把握に努める。その後、個別に教育相談を行い、いじめの早期発見・早期解決に努める。
- 全職員による生徒指導上の問題についての共通理解
問題行動のある児童への指導及び配慮が全職員共通してできるように、「心の相談タイム」、「生徒指導中間報告」を定期的に関き、共通理解を図る。

8 関係機関等との連携等

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関等との連携強化を図る。

【具体的な取組】

- 関係機関との連携
学校職員と関係機関（民生委員、地域福祉課、児童相談所）によるケース会議を開き、対応策を話し合う。
- 各委員会の実施
「心の相談タイム」、「生徒指導中間報告」等を通して全職員での共通理解を図り、情報交換を通して児童の指導にあたる。また、児童の実態を記した資料を作成し、事例研修会で手立て等を話し合う。

9 いじめの防止等のための教職員の資質の向上

- (1) 研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る体制の整備、専門的知識を有する者との連携等を行う。
- (2) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修等を計画的に行う。

10 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) インターネットを通じて行われるいじめに対処するための啓発活動を行う。
- (2) インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備に努める。

11 啓発活動

いじめの防止や相談制度等について必要な広報やその他の啓発活動を行う。

【具体的な取組】

- 「学校だより」による広報
いじめ未然防止に向けた連携を呼びかける。
- 「生徒指導だより」の発行
現状を保護者にも把握してもらい、家庭でも共通の指導をしてもらうために、学校では今「何が起こり」、職員が「どのような指導をしているのか」を知らせるために「生徒指導だより」を定期的に発行し、学校での課題等を保護者と共有することによって課題の改善を図っていくと共に、家庭での教育力の向上を図る。

12 いじめ防止等に関する組織と対応

(1) いじめの防止等の対策のための組織

教職員，心の教室相談員（常勤），場合によってはスクールカウンセラー（要請）等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

(2) いじめに対する対応

ア. 児童からいじめに係る相談を受けた者は，いじめの事実があると思われるときは，児童が在籍する学級・学年・管理職への通報を行う。

イ. 職員は，児童がいじめを受けていると思われるときは，速やかに事実確認を行い，その結果を学年主任・生徒指導主任・管理職に報告する。

ウ. いじめが確認された場合には，複数の教職員の協力を得て，管理職・相談員等の指示の下，対応する。

- ・ いじめを受けた児童に対する支援，その保護者に対する情報提供及び支援を速やかに行う。
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を速やかに行う。

エ. いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な対応を行う。

オ. いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう，情報を共有するなど必要な対応を行う。

カ. いじめが犯罪行為と認めるときは警察との連携を図る。

13 いじめを行った児童への懲戒及び出席停止制度の適切な運用等

(1) 校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，学校教育法第 11 条の規定に基づき，適切に児童への懲戒を加える。

(2) いじめを行った児童の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき当該児童の出席停止を命ずる等，いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにする。

14 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠蔽されること等がないよう，学校評価等において，いじめの防止等の取組について適正に評価が行われるようにする。